



Title	「ロシア共和国民法典」邦訳(9)
Author(s)	五十嵐, 清; 佐保, 雅子
Description	資料
Citation	北大法学論集, 23(4), 84-107
Issue Date	1973-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27938
Type	departmental bulletin paper
File Information	23(4)_P84-107.pdf



「ロシア共和国民法典」邦訳 (9)

五十嵐 清
佐保 雅子

第三章 懸賞

第四三九条 懸賞広告

① 国家的・協同組合的および社会的機関により一定の仕事の優等な完成にたいする特別褒賞(賞金)の公開約束(懸賞広告)がなされた場合には、かかる機関にたいして、その仕事に懸賞の条件にしたがい褒賞に値すると認められた者に約束された褒賞を支払うべきことが義務づけられる。

② 懸賞広告には、課題の説明、完成期日、褒賞の額、提出すべき場所、および、仕事にたいする相対的評価の手続きならびに期間が含まれなければならない。その他の懸賞条件をも(これに)

含ませ得る。

③ 懸賞は、定款(規定)または、ソビエト連邦の立法またはロシア共和国関係会議決定によりかかる権利をさだめられた機関によって広告され得る。

第四四〇条 懸賞条件の変更

① 懸賞条件の変更は、仕事の提出のためにさだめられた期間の前半期以内にかぎってゆるされる。

② 懸賞条件の変更に関しては、懸賞が広告されたのと同じの手續により懸賞の参加者にたいして伝達されなければならない。

第四一条 褒賞（賞金）支払いの決定

褒賞（賞金）支払いの決定は、懸賞広告にさだめられる期間内において、当該の広告に掲げられる手續により決定され、懸賞の参加者に伝達されなければならない。

第四二条 科学、文学、芸術作品の懸賞で入賞した作品の利用

懸賞広告が科学・文学または芸術作品についてなされた場合には、〔当該の〕機関は、懸賞広告においてさだめられる方法により入賞した作品を利用する権利を取得する。かかる作品の著作者は、作品の利用にたいする報酬を受領する権利を留保する（第四七九条）。ただし、懸賞広告により別段のさだめある場合はこのかぎりでない。

第四三条 提出された仕事の懸賞参加者にたいする返還

懸賞を広告した機関は、褒賞（賞金）に値しなかった仕事を懸賞の参加者にたいして返還しなければならない。ただし、懸

賞広告により別段のさだめある場合はこのかぎりでない。

第四〇章 損害惹起の結果として生ずる債務

第四四一条 損害惹起にたいする責任の一般的基礎

① 市民の人身または財産につき惹起せしめられた損害、ならびに、機関にたいして惹起せしめられた損害は、加害者により完全な範囲において賠償されなければならない。

② 加害者は、損害が自己の過責〔*breve*〕によらずして惹起したことを挙証した場合には、その賠償を免除される。

③ 適法な行為により惹起せしめられた損害は、法律によりさだめられる場合にかぎり賠償せしめられる。

第四四二条 労働者の過責により惹起された損害にたいする機関の責任

機関は、自己の労働（職務）上の義務遂行について、労働者がその過責により惹起せしめられた損害を賠償する責に任ずる。

第四四三条 行政管理の分野における公務員の行為により惹起せしめられた損害にたいする責任

① 国家的施設は、行政管理の分野において公務員の不適法な職務行為により、市民にたいして損害が惹起せしめられた場合に

資料

は、一般的基礎（第四四四条および第四四五条）にもとづき責を負うものとする。ただし、特別立法により別段のさだめある場合にはこのかぎりでない。

② 国家的施設は、公務員のかかる行為により機関にたいして惹起せしめられた損害につき、法律によりさだめられる手続きに従って責を負うものとする。

第四四七条 捜査機関、取調機関、検察庁および裁判所の公務員により惹起せしめられた損害にたいする責任

捜査機関、取調機関、検察庁および裁判所の公務員の違法な職務行為により惹起せしめられた損害にたいしては、当該国家的機関が法律によりとくにさだめられる場合および範囲によつて財産上の責を負う。

第四四八条 正当防衛の状況において惹起せしめられた損害にたいする責任

正当防衛の状況において惹起せしめられた損害は、その〔相当な〕範囲を超えないかぎり賠償されないものとする。

第四四九条 緊急避難の状況において惹起せしめられた損害にたいする責任

① 緊急避難の状況において惹起せしめられた損害は、かかる損

害を惹起せしめた者により賠償されなければならない。

② 裁判所は、かかる損害が惹起せしめられた事情を考慮して、損害を惹起した者がその利益のために行為をなした第三者にたいして、その賠償義務を負わしめ、または、かかる第三者ならびに損害を惹起した者にたいして、完全にまたは部分的に損害の賠償を免れしめることができる。

第四五〇条 一五才未満の未成年者により惹起せしめられた損害にたいする責任

① 一五才未満の未成年者により惹起せしめられた損害にたいしては、両親または後見人が責任を負う。ただし、かかる程度がその過責によらずして発生したことを立証した場合にはこのかぎりでない。

② 一五才未満の未成年者が、教育機関・養育または療養施設の監護下にあるときに損害を惹起せしめた場合には、かかる機関が当該の損害につき責を負う。ただし、かかる損害がその過責によらずして発生したことを立証した場合にはこのかぎりでない。

第四五一条 一五才以上一八才未満の未成年者により惹起せしめられた損害にたいする責任

① 一五才以上一八才未満の未成年者は、その惹起した損害にたいして、一般的基礎（第四四四条・第四四九条および第四五四条）にもとづいて責を負う。

② 一五才以上一八才未満の未成年者が損害を賠償するに足る財産または労働賃金を有しない場合には、かかる損害は、両親または保佐人により相応部分について賠償されなければならない。ただし、かかる損害がその過責によらずして発生したことを立証した場合にはこのかぎりでない。「両親または保佐人の」義務は、損害を惹起した者が成年に達したとき、および、成年に達する以前に損害を賠償するに足る財産または労働賃金を取得するにいたったときには消滅する。

第四五二条 無能力者たることを認定された市民により惹起せしめられた損害にたいする責任

無能力たることを認定された市民（第一五一条）により惹起せしめられた損害にたいしては、その後見人または当該の者につき監護義務ある機関が責を負う。ただし、かかる損害がその過責によらずして発生したことを立証した場合はこのかぎりでない。

第四五三条 自己の行為の意義を認識し得ない市民により惹起せ

しめられた損害にたいする責任

行為能力ある市民が、自己の行為の意義を認識できず、または、自己の行為を律することができない状況において損害を惹起した場合には、かかる損害にたいして責を負わない。ただし、アルコール飲料および麻薬の摂取または他の方法により、みずからかかる状況を招来せしめたときは、加害者は免責されないものとする。

第四五四条 高度な危険源により惹起せしめられた損害にたいする責任

自己の活動が周囲にたいする高度な危険と関連する機関および市民（運送機関、生産企業、建設業、自動車の占有者その他）は、高度な危険源により惹起せしめられた損害を賠償する責に任ずる。ただし、かかる損害が、不可抗力または被害者の故意により惹起せしめられたことを立証した場合は、このかぎりでない。

第四五五条 数名の者により共同で惹起せしめられた損害にたいする責任

共同で損害を惹起せしめた者は、被害者にたいして連帯責任を負う。

料 第四五六条 加害者にたいする求償権

資

① 他の者により惹起せしめられた損害を賠償した者は、支払われた賠償〔額〕を限度として、当該の者にたいして取戻し請求（求償）権を有する。ただし、法律により〔求償の〕範囲につき別段のさだめある場合はこのかぎりでない。

② 成年に達しない者、または、無能力者たることを認定された市民により惹起せしめられた損害を賠償した両親・後見人または保佐人、ならびに、本法典第四五〇条および第四五二条所定の機関は、かかる市民にたいする求償権を有しない。

第四五七条 損害賠償の範囲・性質および限度

裁判所・仲裁機関または第三者仲裁裁判所は、損害の賠償を命ずる際に、事件の状況にしたがって、その現物による賠償（同種・同質の物の提供、毀損された物の修理その他）、または惹起せしめられた損害（第二一九条）の完全な賠償を、損害にたいして責を負うべき者に賦課する。

第四五八条 被害者の過責および加害者の財産状態の考慮

① 被害者自身の重大な過失が損害の発生および拡大を促進した場合には、被害者の過責の程度に従って（加害者の過責については、同様に、その過責の程度にも従って）、賠償の限度は縮

減され、あるいは、損害の賠償が拒絶されなければならない。

② 裁判所は、市民により惹起せしめられた損害の賠償の限度を当該市民の財産状態を考慮して縮減することができる。

第四五九条 健康侵害の場合の損害賠償

不具またはその他の健康侵害の惹起の場合には、かかる損害につき責を負うべき機関および市民は、労働能力の喪失または減少の結果失なわれた賃金、ならびに、健康侵害により生じた支出（強化栄養食、義手・義足等をつけること、家族以外の看護人〔の費用〕その他）を、被害者に賠償しなければならない。

第四六〇条 加害者が保険料払込義務を負っている市民の健康侵害および死亡にたいする当該加害者の責任

害および死亡にたいする当該加害者の責任

① 労働者が、当該の者にたいして国営社会保険の保険料払込義務を負う機関または市民の過責により、労働上（職務上）の義務の遂行に関連して、不具またはその他の健康障害を惹起せしめられた場合には、かかる機関または市民は、被害者により受領された、手当金、または、健康侵害の後に査定され当該の者によって現実に受領された年金を超える部分の損害を被害者にたいして、賠償しなければならない。この規定の例外は、ソビエト連邦の立法によりさだめられる。

② 被害者の死亡の場合には、損害賠償についての権利は、死者の扶養下にあった労働能力を有しない者、またはその死亡の日まで当該の者にたいして扶養をうける権利を有した労働能力を有しない者、ならびに死者の死後に生まれた子がこれを有する。前段にさだめる者にたいしては、損害は、被害者の労働賃金につき、その生存中、自己の扶養のため受領した、または、受領の権利を有していた持分を限度として賠償される。

③ 損害は以下の「期間にわたって」賠償される。
未成年者にたいしては、一六才に達するまで。ただし学生にたいしては一八才に達するまで。

五五才以上の女性、および、六〇才以上の男性にたいしては、その生存中。

傷病者にたいしては、傷病者たる期間中。職業につくことなく、八才未満の死者の子・孫および弟妹の監護にあたっている死者の配偶者または両親にたいしては、当該の者の年令および労働能力（の有無）とかかわりなく、「被監護者が」八才に達するまで。

第四六一条 加害者が保険料払込義務を負わない市民の健康侵害

および死亡にたいする責任

① 国営社会保険を付さるべき市民にたいして、被害者のために国営社会保険の「保険」払込金を支払う義務を負わない機関または市民により不具またはその他の健康障害が惹起せしめられた場合には、かかる機関または市民は、被害者により受領された手当金、または、健康侵害の後に査定され当該の者によって現実に受領された年金を超える部分につき、本法典第四四四条・第四四五条および第四五四条にしたがつて、被害者に損害を賠償しなければならない。

② 被害者の死亡の場合には、損害賠償についての権利は、本法典第四六〇条第二項に掲げられた市民が、同項によりさだめられる範囲、ならびに、同条第三項によりさだめられる期間にわたって、これを有する。

第四六二条 手当金または年金の査定をうけない市民の健康侵害
に関連する損害の賠償

国営社会保険を付さるべき市民にたいして惹起せしめられた不具またはその他の健康障害に関連して、手当金または年金が査定されない場合には、惹起せしめられた損害にたいし責を負うべき機関または市民は、これにより招来せしめられた損害を完全な範囲において（第四五九条）賠償しなければならない。

資

① 惹起せしめられた損害にたいし責を負うべき機関または市民は、国営社会保険機関または社会保障機関の求償により、本法典第四六〇条および第四六一条にさだめられる者にたいして支払われた手当金または年金の全額を賠償しなければならぬ。かかる求償は、本法典第四六四条にさだめる市民にたいして年金による保障〔金〕を支払ったコルホーズによってもなされ得る。

② 損害賠償の限度が縮減される場合（第四五八条）には、求償による賠償の限度も、これに応じて縮減される。

第四六四条 社会保険を付されない市民の健康侵害および死亡にたいする責任

① 国営社会保険を付されない市民にたいして不具またはその他の健康障害が惹起せしめられた場合には、惹起せしめられた損害につき責を負うべき機関または市民は、健康の回復に関連する費用、および、労働能力の喪失または縮減により招来する損害を、労働者または事務従事者の相当するカテゴリーの労働賃金にみあって計算された範囲において被害者に賠償しなければならぬ。ただし、法律により別段のさだめある場合はこのか

ぎりでない。

② コルホーズ員にたいして不具またはその他の健康障害が惹起せしめられた場合には、惹起せしめられた損害につき責を負うべき機関または市民は、健康の回復に関連する費用、および、コルホーズの集团的経営にたいする参加に由来する収入、または、かかる収入のうちコルホーズ員のためにさだめられた年金保障手続きにより被害者が受領した金額を超える部分を、被害者が喪失することにより招来する損害を被害者に賠償しなければならぬ。

③ 被害者の死亡の場合には、前二項にさだめられる手続きにより計算された損害の賠償についての権利は、本法典第四六〇条第二項に掲げられた市民が、同項によりさだめられる範囲、ならびに、同条第三項によりさだめられる期間にわたって、これを有する。

第四六五条 一五才未満の市民の健康侵害のときの損害賠償

① 一五才未満で、かつ、労働賃金を有しない市民〔にたいして〕の不具または他の健康侵害〔惹起〕の場合には、損害につき責を負うべき機関または市民は、被害者の健康の回復に関連する費用を賠償しなければならぬ。

② 被害者が一五才に達したのち、損害につき責を負うべき機関または市民は、当該の地方における特殊技能を有しない労働者の平均労働賃金額を基準にして、労働能力の喪失または縮減に關連する損害についても、これを被害者に賠償しなければならぬ。

③ 一五才未満の市民が、健康の侵害のとき以前に労働賃金を有していた場合には、かかる損害は、当該市民の労働賃金額を基準にして賠償されなければならない。ただし、当該の地方における特殊技能を有しない労働者の最低賃金額を下まわることができない。

④ 被害者は、技能資格を得て、これと關連した労働活動を開始したのち、かかる資格の労働報酬額を基準として、健康侵害の結果〔発生した〕労働力の縮減と關連する損害賠償の増額を請求することができる。

第四六六条 労働能力の事情変更の場合における被害者の請求による賠償額の変更

労働能力を一部喪失した被害者は、賠償判決時に保有した〔労働能力〕に比して、自己の労働能力がのちに縮減した場合、または、国営社会保険手続きにより受領する年金額が縮減

された場合には、不具またはその他の健康侵害につき責を負うべき機関または市民にたいして、いつでも、賠償〔額〕の相当な増額を請求することができる。

第四六七条 加害者の請求による賠償額の変更

不具またはその他の健康侵害から生じた労働能力縮減と關連して損害賠償を命ぜられた機関または市民は、賠償判決時に保有した〔労働能力〕に比して、被害者の労働能力が増大した場合、または、国営社会保険手続きにより受領される年金額が増加した場合には、いつでも、賠償を命ぜられた金額の相当な減額を請求することができる。

第四六八条 損害賠償の支払い

被害者の労働能力縮減に由来する損害賠償、ならびに、死亡に由来する損害賠償は各月払いにより履行される。

第四六九条 埋葬費用の賠償

被害者の死亡の場合には、埋葬の費用は被害者の死亡に由来する損害につき責を負うべき機関または市民により、かかる費用を負担した者にたいして賠償される。

第四七〇条 賠償義務を負う法人の消滅の場合の損害の賠償

① 法人の再編成の場合には、本法典第四六〇条ないし第四六五

料

資

条にもとづく請求は、承継人たる法人にたいして提起される。
② 法人の解散の場合には、前項の請求は、上級の機関、または、解散決議中に指定される機関にたいして提起される。
③ さだめられた手続により、本法典第四六八条に規定する支払につき義務を負うべきものとされた法人の再編成の場合には、かかる支払いは、再編成された法人の承継人により履行される。

④ さだめられた手続により、本法典第四六八条に規定する支払につき義務を負うべきものとされた法人の解散の場合には、かかる支払いは、国営保険規定にしたがって資金化され、かつ、さだめられた額および手続により支払われるべきものとして、保険機関に払込まなければならない。

⑤ 本法典第四六六条、および、第四六七条によりさ定められる損害賠償の増額または減額についての請求は、法人の再編成の場合には、法人の承継人にたいして、または、承継人によつて、解散の場合には、上級機関・解散決議中に指定される機関にたいして、または、かかる機関によつて、提起される。

第四七一条 損害賠償にかんする出訴期間の停止

健康侵害または死亡を惹起せしめたことに関連する損害賠償

訴訟の出訴期間の進行は、本法典第八五条にさだめる場合のほか、本法典第四六〇条、および、第四六一条による年金または手当金の査定につき相当する機関にたいする市民の申立てにより、年金または手当金の査定、あるいは査定拒否〔が決定される〕まで停止する。

第四章 社会主義的財産の救済の結果発生

する債務

第四七二条 社会主義的財産の救済のとき惹起せしめられた損害

の賠償

① 差迫った危険から社会主義的財産を救済するときに市民にたいして惹起せしめられた損害は、被害者により自己の財産を救済された機関によつて賠償されなければならない。

② かかる損害の賠償については、本法典第四四四条第一項、第四五五条、第四五七条、第四五九条、第四六〇条第二項、第三項、第四六一条、第四六二条、および第四六四条ないし第四七一条の各規定が準用される。

第二章 財産の原因のない取得または保存

から発生する債務

第四七三条 原因なく取得または保存した財産の返還義務

- ① 法律または法律行為によりさだめられる原因なく、他人の損失〔*cas chet*〕で財産を取得した者は、当該の者にたいして、原因なく取得した財産を返還する義務を負う。
- ② 前項の義務は、財産を取得した原因が、のちに解消した場合においても、発生する。
- ③ 理由なく取得された財産の現物による返還が不可能な場合には、取得時に確定された〔当該の物の〕価額が返還されなければならない。
- ④ 社会主義的国家および社会の利益になすことを了知して、法律行為によらず、他の行為の結果として他人の損害で取得された財産は、没収されない場合には、国庫に徴収される。
- ⑤ 原因なく財産を取得した者は、財産の取得が原因のないことを知り、または、知り得べきであったときから、当該の財産から得られたすべての収入、または、当該の財産から得られるべきすべての収入を償還すべき義務を負う。

- ⑥ かかる原則は、法律または法律行為によりさだめられる原因なく、他人の損失で財産を保存した場合にも適用される。
- #### 第四七四条 返還を必要としない財産
- 以下の財産は、理由なく取得されたものとして返還を請求されることはない。

- 1 履行期の到来前に債務の履行として引渡された財産。
- 2 法律により履行が許されている場合において、出訴期間満了のうちに、債務の履行として引渡された財産。
- 3 余分に、または、のちに消滅した理由により支払われた著作権報酬、発見・発明または合理化提案にたいする報酬。ただしかかる支払いが機関によって自発的になされ、かつ、機関の側における計算上の誤りがなく、受領者の側に信義則違反が存しない場合にかぎる。
- 4 健康侵害または死亡に関連する損害の賠償にあたり余分に支払われた金員。ただし、受領者の側に信義則違反が存することなく支払いがなされた場合にかぎる。

解説

一 懸賞

料 (a) 一般的性格 ソビエト連邦においては、懸賞は、科学・芸術・

文学等ひろい分野にわたって、良質の仕事の達成を目的として、

資 ひんばんにおこなわれている。それは、詩、小説、一定のテーマ
にする映画、歴史的に重要な出来事を記念してつくられる銅像・
石碑、建築物等のほか、教材や教科書の作成についての懸賞もお
こなわれている事実をみて明らかであろう。

懸賞によりさだめられる目的の達成に際しては、まず第一に、
精神的な満足感が与えられることが強調されている。優良な仕事
がなされれば、それは世間の注目をひき、社会的な名声が獲得さ
れるからである。しかし、懸賞は、そのような競争の刺激剤とし
ての役割を果たすだけではない。懸賞に参加した者は誰でも、自
己の費やした努力が全く空しく消え失せたわけではないことにつ
いて確信を持つべきなのであり、そのためには、設定された懸賞
の条件に厳密に従った公正な判断によって評価や賞金の支払いが
なされることが不可欠である。

にもかかわらず、実際には、各種の懸賞がこれまでほとんど野
放しにちかいかい状況でおこなわれていた。旧民法典は懸賞について
の規定をもたなかったから、これについての法的規制は個々の分
野別に設けられる条例(AKT)によってなされていた。それは、

たとえば、建築開発懸賞に関する条例、という形式をとるが、こ
れらの条例はすべての分野を網羅してはいたわけではないから、射
程距離をはずれた部分においては、懸賞公布時に示された条件の
変更その他参加者の利益を損う行為をチェックする手立てが全く
なかった。

新民法典第三章が五ヶ条を設けて懸賞募集およびその法的効
果を規定したのは、以上のような背景に由来するものである。し
たがって、これらの規定は、社会主義的適法性の原則の無条件の
遵守を広告者にたいして義務づけたものと評価されている。

懸賞広告は公開された報酬の約束である。これは、一定の仕事
の優良な達成についての競争を意味する。したがって、たとえ
ば、一コルホーズ員が、森で見失なった牛の発見者に報酬を支払
う旨を公示したとしても、これは懸賞のカテゴリーにははいらな
い。牛の発見は優良または不良という評価になじまないからであ
る。

(b) 懸賞にかんする法的規制 懸賞は相互に連関し合う連続的な
段階の総称である。最初の段階は、その広告である。広告は、第
一に報酬の約束の公開でなければならない。この約束は、通常、
応募者を限定しない開かれた懸賞と、一定の資格要件を備えた者

に限る閉じられた懸賞とに分類される。民法典が適用されるのは前者についてのみであり、後者にたいしては、補助金・助成金等との関連で特別な条例が適用される。第二に懸賞広告は、一定の仕事の完成についてではなく、すぐれた完成にたいするものであることが注意されなければならない。したがって、常に相対的な評価がなされるわけである。仕事の内容は限定されていないから、コルホーズ農戸の緑化の技術や羊毛の刈り込みの速さなどについても懸賞の設定は可能なのであるが、その例はほとんどなく、文学・芸術の分野または発明および合理化提案について広告されるのが通例である。第三に、懸賞は、特別な褒賞金を支払う約束である。この褒賞は現金であると物であるとを問わないが、広告時にその額は特定されなければならない。また当該の仕事にたいして通常支払われるべき額を超えるものでなければならぬ。第四に、懸賞は法人、すなわち、国家的・協同組合的または社会的機関によつてのみなされ、市民はこれをなし得ない。しかも、すべての法人ではなく、定款または規定にさだめられているか、立法または関係会議の決定により特にその権限を付与されたものにかぎられる(第四三九条第三項)。懸賞広告をなし得るのは次の諸機関である。(イ) 連邦および共和国アカデミー、(ロ) 連邦およ

び共和国の文化省および特定の分野の上級または中級の統括機関(ハ) 連邦作家連盟、作曲家連盟等の芸術家集団(ニ) 出版、ラジオ、テレビ、雑誌、新聞等の統括機関。第五に、広告中には法律によりさだめられる事項がすべて記載されなければならない。第四三九条第二項に掲げられる課題の説明、期間、褒賞額、提出場所、評価の手續きおよび期間、がそれである。課題は詳細に説明されなければならない。褒賞額は金額が明示されるか、物による褒賞の場合において、当該の物品名のみでは価格が不明のときは、金額に換算された価値が明示されなければならない。また評価にかんしては、審査委員会の構成、とりわけ特別審査委員の依頼の有無を明記し、予選制を採用するか否か、その発表時期等を広告時に公表しなければならない。これらの事項のうち、いずれか一個を欠いても、当該の懸賞広告は無効とされる。

広告者は、これを取り消すことを得ない。懸賞条件の変更は、仕事の提出のためにさだめられた期間の前半期においては可能である(第四四〇条)。無制限に許されるわけではない。すなわち、テーマ・課題等、当該懸賞の本質的部分にかかわるものは認められず、指定された仕事に用いられる材料・素材等についての変更、および、実際上不可欠と認められるに足る変更に限ると解

料 資

されている。しかし、広告者が取消または本質的な条件変更をなしたとしても、応募者が当初の条件および期限を遵守して仕事を提出するまでは、広告者にたいして、何等かの民事上の請求をなし得るわけではない。かかる取消または条件の変更は法律上その効果を発生するに由なく、したがって、応募者は、すでに着手しているか、またはこれを予定している仕事を継続すればすむ。現実的に仕事を提出したとき、当該の応募者は、不適法な取消または条件変更を理由として、広告中に提示された条件により広告者が負うべき債務を訴訟手続きで強制することができるのである。

第二の段階は、応募者による仕事の提出である。仕事は広告により指定された期間内にその条件にしたがって提出されなければならない、それらが履践されないものについては、広告者は受領義務を負わない。期間および条件を遵守したものについては、広告者はこれを評価すべく義務づけられるわけで、この段階から、広告者たる機関と個々の特定された応募者との間に、民事上の法律関係が発生する。

広告者は、広告中において自から設定した期間内に、掲げられた手続きにより評価を完了し、褒賞の支払決定をなさなければならない(第四四一条)。この決定は応募者に通知されるが、その方

法も広告中表示される。

第三の段階、すなわち、報酬支払決定時以後、広告者が債務を負うべき相手方は二つのグループにわけられる。第一のグループは、その仕事が褒賞をうけるに値しない旨の評価をうけた者であり、広告者は、原則として応募された仕事を返還する義務を負う(第四四三条)。仕事が返還されたとき、広告者と応募者との法律関係は消滅する。広告中において、仕事を返還しないことが記載されている場合には、かかる関係の消滅は、褒賞支払決定公示のときとなる。

第二のグループは褒賞に値いするとされた仕事を提出した者であり、かかる応募者は、賞金支払いを請求する権利を有し、広告者は支払義務を負うことになる。この義務が適切に履行されない場合には、訴訟手続きにより強制される。

科学・文学または芸術作品につき懸賞が設定された場合には、受賞作品の利用権は、広告者たる機関に帰属する。しかし、賞金の受領者は、広告中に明示されないかぎり、著作報酬をうける権利を奪われない(第四四二条)。

二 損害惹起の結果として生ずる債務

(a) 一般的性格 損害を惹起した者(加害者)にたいして課せら

れるべき債務についての法的規制にかんして、旧法の原則を最初に修正したのは、一九六一年十月二日付ソビエト連邦最高幹部会令である。これは、労働者または事務従事者が、その労務と関連して、不具その他の健康障害を惹起した場合における企業または施設による賠償をめぐる争いについての手続きをさだめたものである。

外傷・死亡等について申立てられた賠償請求が管理機関によって棄却された場合にこれを訴訟で争い得ることがこの幹部会令によりさだめられ、被害者による訴え提起については無期限とし、行政機関については、労働組合工場労働委員会による決定受領の日から十日以内とした。この幹部会令にしたがって、企業・施設および諸機関による損害賠償手続きについて、全ソビエト連邦労働組合中央会議とソビエト連邦財務関係会議の共同承認がなされたが、本質的な修正は「基礎」の制定まで持ち越されたわけである。「基礎」第八八条―第九四条は、損害惹起者の責任についての一般原則、公務員の行為および高度な危険源に由来して惹起せしめられた損害にたいする責任、被害者の過責(Blame)帰責事由ある行為全般を指す)および加害者の財産状態についての考慮、社会保険・社会保障機関からの求償等につき基本原則をさだめている。

る。新民法典第四〇章(第四四四条―第四七一条)は、これらの原則を完全に承継し、かかる原則に抵触しない範囲で、よりすんだ形による問題の解決をはかったものである。

(b) 損害にたいする責任の一般的要件 新民法典第四四四条第四四七条の掲げる原則は以下のとおりである。

(i) 不適法で、かつ、過責ある行為によって惹起された損害についてのみ責任が生ずること。この原則は、市民についても、機関についても適用される。したがって、機関は、その職員が就労時間中に惹起せしめた過責的損害について、これが、その職務上の義務と関連性を有しない場合には、賠償責任を負わないわけである。たとえば、材木の浮送中に飲酒の上で喧嘩し、同僚である労働者を負傷せしめた事例につき当該企業に責任なしとした判決などにみられるように、裁判実務においてもこの原則は確立されている。

(ii) 行政管理分野における公務員の不適法行為による損害については、原則として当該国家機関が責任を負うこと。この原則は市民が被害者である場合に適用される。被害者が機関である場合には、法律によりさだめられる手続きおよび範囲によってのみ、国家機関の責任が生ずる(第四四六条)。更に、捜査機関、取調機関、

資料

検察庁および裁判所の公務員により惹起せしめられた損害については、被害者が市民である場合においてさえ、特別に法定された場合にのみ、財産上の損害にかぎってかかる諸機関が賠償責任を負うことになる（第四四七条）。

一九六三年十月三日付ソビエト連邦最高裁判所訓令により、公務員でない国家的施設の労働者（たとえば運転手やパイロット等）により惹起された損害や、公務員であっても行政管理の分野における活動の範囲外にある者（たとえば、管理的機能を有しない技術者等）の行為により生じた損害については、第四四六条の適用はない。

（イ）高度な危険源を擁する活動に従事する市民および機関は過責事由の存否をとわずこれに由来する損害につき責任を負うこと。運送機関、大規模な企業、建設業、自動車の占有者等が第四五四条に例示されており、損害が不可抗力または被害者の故意により惹起せしめられたことの挙証のみが免責事由になる。唯一の例外は航空業務である。航空法第一〇一条により航空運送機関は、不可抗力による事故の場合でも、旅客に与えた損害につき賠償義務を負うべきことが定められているからである。

このカテゴリーの責任を負うべき主体としては、権原により現

実に当該の危険源を利用する者すべてがふくまれる。したがって、所有権、業務管理権の主体はもちろん、賃借人、受委託者、権限ある機関の指導に従ってなされる、施設の一時利用者等もこの主体となる。ただし、運転手や機械操作者のように、労働契約上の義務にもとづく占有者はこれにふくまれない。また権原ある者から、その意に反して占有が侵奪され、または、離脱したのちに損害が発生した場合には、事実上の占有者（第三者）が責を負うことになる。

（ロ）適法行為により惹起せしめられた損害については、原則として責任を課せられないこと。しかし、損害賠償債務の賦課は、責任の存否によつてのみ決せられるべきものではなく、一定の状況下で発生した損害を、被害者と加害者の間に如何に配分するのが公平に適うかという問題にすぎないのであるから、法律によりさだめられる場合には、加害者にこれを負わしめ得るわけである（第四四四条第三項）。新民法典が、正当防衛および緊急避難の状況における損害の賠償について、「基礎」を補充して、特に規定を設けたゆえんである。旧民法典はこれらにたいする手当てを全く欠いていたから、かかる状況下において惹起せしめられた損害の賠償をめぐる民事上の争いの解決についても、刑法典の該当条文

によるほかはなかった。しかし、正当防衛や緊急避難の構成要件自体は民・刑両法で一致をみるとしても、法律効果が異なるのは当然であるから、民事上の独自の規範が設定されなければならないであったわけである。

新民法典第四八条は、正当防衛の状況下において惹起せしめられた損害は、限度をこえないかぎり賠償されない旨を規定する。不適法な行為にたいする過剰な防衛の結果として惹起された損害の賠償範囲を決定するにあたっては、当該の状況に適応した解決がなされなければならない。過剰防衛が危害の去ったのちに加えられた場合には、加害者はこれによって生じた損害を完全に賠償しなければならない、と解されている。過剰防衛の態容が、危害にたいして不相当な手段の行使である場合には、第四五八条が適用され、加害者はその過責の程度に応じて部分的に賠償義務を負うことになる。

緊急避難の状況下にあつては、刑事上の責任は問題になり得ない。しかし、民事的な観点からすれば、この状況は、損害を惹起せしめた行為の適法性を証明する手立てたり得るにすぎない。新民法典は、第四四九条第三項の規定をうけて、第四四九条で、かかる状況下において惹起せしめられた損害を加害者に賠償せしむ

べきだとする原則を確立した。したがって緊急避難の状況は加害者の賠償額の範囲を決定する際に考慮されるべき事情という性格を有するわけである。

緊急避難の状況においては、行為者自身の個々の利益のためにはなく、第三者の利益のために損害が惹起せしめられることが多い。たとえば、運行中の自動車の前方を突然横切ろうとした歩行者を発見した運転者が、これを回避するために無理な転回をし、その結果、花壇に損傷を与えた場合についてみても、この加害行為は、第三者たる歩行者の利益のためになされた、とも見得るわけである。かかる場合においては、損害の賠償が当該の第三者に課せられ得ることにもなる(第四四九条第二項)。損害惹起時におけるあらゆる状況を考慮したうえで、裁判所は、第三者および加害者にたいして完全に、または部分的に損害の賠償を免除することもできる。上述の例においても、たとえば、歩行者が全盲またはこれにちかい身体的欠陥を有しているときは、この原則が適用されることになる。

この第四四九条第二項は、純粹に第三者の利益のためにのみなされた行為の結果について適用されるばかりでなく、たとえば、歩行者を回避し、かつ、より堅固な物との衝突による自動車の損

料

傷や橋から転落する危険などを避けるために花壇に乗り入れた、
というたぐいのやむを得ない事情の存在する場合には、加害者自

資

身の利益を目的とする行為の結果として惹起せしめられた損害に
たいしても適用され得ることが注意されなければならない。裁判
所が賠償額を決定する場合に考慮すべき事情には、当該の損害を
惹起せしめるに到ったあらゆる出来事がすべて含まれるからであ
る。

(c) 行為無能力者により惹起せしめられた損害にたいする責任

旧民法典は、これにたいしてわずか一ヶ条をもつのみであった。

それゆえ、行為無能力者により惹起された損害の賠償にかんして
はさまざまな困難が生じた。その困難は、第一に、年令またはそ
の他の事由により無能力者とされる者について、この両者が別個
の法的規制に服しているにもかかわらず、旧民法典第四〇五条
が、かかる者によって惹起せしめられた損害の賠償につき、統一
的な一個の原則をおいたことから生じた。さらに、同条は監督義
務者の責任をさだめながら、その性格および根拠につき何等ふれ
ることがなかった。それゆえ、かかる者にたいして責任を賦課せ
しむべき条件、とりわけ過責の問題をめぐって判例上も学説上も
動搖や論議がつきなかった。

新民法典は、これにつき詳細な規定を設け、ほぼ明確にこれら
の問題を解決したといつてよい。

一五才未満の未成年者により惹起せしめられた損害については
両親または後見人、あるいはかかる者につき監護に任ずべき機関
が責を負うのが原則である。ただし、損害がその過責によらず発
生したことを立証した場合には免責される(第四五〇条)。ここで
確立された過責原則は、両親(後見人)の責任と教育・療養機関
等のそれを択一的に限界づけることになる。たとえば、教育施設
の監護下にある時間に損害が惹起せしめられた場合において、当
該の施設がその過責によらない旨を立証したときは、両親にその
責任を負わしめ得ることになる。なぜなら、両親はその子の躰け
の上で過責ありとされるからである。反対に、施設の外で損害が
惹起せしめられた場合でも、たとえば、家庭で実験するために持
ち帰らせた硫酸による損傷のように、施設の過責に由来する損害
については免責されないことになる。

第五条により精神病患者または精神薄弱者たることを理由とし
て無能力者たることを認定された市民により惹起せしめられた損
害については、後見人または当該の者にたいする監護義務を有す
る機関が責を負う。この場合にも過責原則の適用ありとされる

(第四五二条)。両者に過責ありとされる場合には、後见人および監護機関が連帯して責に任ずることになる。

一五才以上一八才未満の制限的無能力者はその惹起した損害につき一般的基礎により責を負う(第四五一条第一項)。もっとも、加害者の個有の財産または賃金をもってしてはカバーし得ない損害部分については、その両親または保佐人が責を負うことになる(同条第二項)。この場合でも過責原則は妥当する。したがって、両親または保佐人はその過責によらず損害が発生したことを立証した場合にはこれにつき責を負わないわけで、かかる者の責任は補充的資格を有すると解されている。しかし実際には、両親または保佐人の過責による場合にのみ責任が発生することを考えるならば、それが、連帯責任ではなくて補充的なものととまるとする解釈には無理があると言わなければならない。そこで、一九六三年一〇月二三日付ソビエト連邦最高裁判所総会訓令によって、加害者および両親(保佐人)にいずれも過責が存する場合には、原告の申立てにより、または、必要とみとめられるときは裁判所の職権により、損害賠償を命ずる判決において、共同行為者としての義務を両親(保佐人)にも賦課せしめなければならぬことがさだめられた。これは、高度危険源に由来する損害が制

限的無能力者により惹起せしめられた場合にも適用される。

(d) 損害賠償の範囲 旧民法典第四一〇条は損害賠償の方法につき原状回復を原則とする旨をさだめ、これが不可能な範囲についてののみ擴補賠償を許容していた。しかし、實際上この原則はほとんど生きていなかったといつてよい。新民法典第四五七条は、この硬直した原則を修正し、具体的な状況に応じて、現物による賠償と金銭賠償とを選択し得ることを規定した(第四五七条)。損害の範囲については、民法典第二一九条のさだめるところによる、とされている。従来は、文理上、これを財産上の積極損害に限るとする主張もしばしばみられたが、かかる制限的解釈の可能性が新民法典では払拭された、と考えられる。

「基礎」第九三条第二項にしたがい、新民法典第四五八条第二項は、加害者たる市民の財産状態を考慮して、裁判所が賠償額を減額し得る旨をさだめた。しかし、これは文字通りの減額にすぎず、完全な免除をなし得るわけではないことが注意されなければならない。

これにたいして、被害者に重過失がある場合には事情が異なる。まなわち、被害者の重過失が損害の惹起または拡大を促進した場合には、その過責の程度に応じて賠償額は減額されなければ

料 ならず、あるいは、完全に拒絶されなければならない(第四五八

条第一項)。軽過失について、かかる考慮の余地がないことでは異

論をみない。ところで、高度危険源に由来する損害については

「基礎」制定当時から議論がたたかわされた。すなわち、新民法

典第四五八条と同趣旨の「基礎」第九三条と、高度危険源にもと

づく損害につき規定する第九〇条との関係について問題が生じた

からである。「基礎」第九〇条は加害者の免責事由として、不可抗

力とならんで被害者の故意にもとづく損害惹起の挙証のみをあげ

た。第九三条が重過失を考慮事由としたために高度危険源に由来

する損害についてはその適用がないと解する余地が生じたわけ

である。これについては、連邦最高裁判所の前掲訓令により有権的

に解決された。この訓令は、被害者の重過失を、加害者の免責の

可能性をもたらし得る一般的基礎として認めたのである。「基礎」

第九〇条および第九三条は、新民法典第四五四条および第四五八

条に逐学的に承継されており、したがって、現在では問題はない

と言つてよい。高度危険源の占有者は、その過責によらずに損害

が発生した場合にも責任ありとされる唯一の例であるが、これに

ついては第四五八条による考慮が払われるわけである。考慮の対

象となるのは具体的事情であり、この事情のなかに、被害者の重

過失が含まれる、と解されている。

(●) 健康優害および死亡にたいする責任 人の生命・身体にたい

する損害についての問題は、以下の三グループにわけられる。(I)

責任の条件、(II) 賠償の方法および範囲、(III) 賠償金支払いの期

間。

(I) 責任発生の条件についての基本原則は「基礎」第九一条ない

し第九二条によりさだめられている。すなわち、被保険者たる勞

働者が、その業務の履行と関連して不具になったり死亡したりし

た場合には、保険料支払義務を有する機関は、過責あるときにの

み賠償の責に任ずることとされ、業務の履行との関連なく損害が

発生した場合には、被害者が被保険者であっても、高度危険源占

有者の責任を含めて一般原則による責を負うことになる。業務と

の関連性は、保険料支払義務者たる機関の支配下にある場所の内

外をとわず、労働義務の履行時であるか否かにより判断される。

新民法典は「基礎」の規定を承継し、かつ、これを補充した。

社会保険を付されない市民にたいする身体・生命の侵害の場合に

つきさだめた第四四四条がそれである。同条は、責任の条件につ

いてはふれず、損害賠償の範囲を規定したものはあるが、文言

上、何等の例外をも設けていないところから、第四四四条および

第四五四条にもとづく加害者の責任発生事由を、かかる場合ににつき承認したものと解される。

(四) 賠償の方式および範囲についても、「基礎」第九一条および第九二条が原則をさだめた。これによれば、被害者に給付された手当金および、査定を経て現実に支給される年金により填補されない損害が賠償されるべき額になる。この原則に則って、新民法典は、さらに詳細な規定を設けた。

その第一は、健康侵害の場合につきとくに賠償の範囲をさだめたことである。第四五九条によりかかる場合には、(1)労働能力の喪失または減少の結果失なわれた賃金、(2)健康のためになされた出捐が賠償されなければならないことになる。

第二に、新民法典は、社会保険を付さるべき市民の健康侵害について、手当金または年金が査定されない場合における賠償の方法を規定した。これは比較的軽度の損傷につき問題となる。労働能力の喪失の程度が、一時的または恒久的な労働不能の査定に該当しない場合については、連邦最高裁の前掲訓令により部分的に規定されていたが、基準が明確でないため実務上動揺がみられていた。第四六二条はこれを解決したわけである。かかる場合においては、加害者は第四五九条の原則にしたがい、完全な範囲に

おける賠償義務を課せられる。

第三に、新民法典が、社会保険を付されない市民の健康侵害および死亡にたいする責任をさだめたことがあげられる。損害が惹起せしめられた時点において、労働賃金を取得していない市民やコルホーズ農民は社会保険の枠外にある。そこで、新民法典第四六四条がこれらにつき特に規定を設けたわけである。

同条第一項により、かかる市民は、第四五九条がさだめる健康回復に要する費用のほか、労働能力の喪失または縮減にもとづく損害の填補を請求することができる。後者の範囲は相当するカテゴリーの労働者の賃金にみあって計算された額とされるが、この計算については、被害者の財産状態や社会的地位が考慮されることはない。具体的基準としては、損傷時までの二年間に被害者が確定し得る収入を得ていない場合には、当該の地点につきさだめられた非熟練労働者の最低労働賃金があげられている。被害者がコルホーズ農民である場合には、同条第二項が適用される。

第四に、十五才未満の未成年者にかんしてきわめて詳細にさだめた第四六五条がある。就労していない一五才未満の市民が健康侵害をこうむった場合には、加害者は、まず、健康回復に関連する一切の費用を賠償する義務を負い、被害者が一五才に達しての

料 資

ちは、当該地方における非熟練労働者の賃金を基準にして、労働能力の喪失または縮減に由来する損害を賠償しなければならぬ。更に、被害者が十五才未満の時点ですでに労働賃金を取得していたときは、これを基準にして賠償額がさだめられることとなるが、この際にも非熟練労働者の平均賃金を下まわることとはゆるされない。また、被害者が一定の資格を得て労働を開始したのちにおいても、健康侵害に由来する収入の減少があるときは、この差額が賠償の額とされる。たとえば、両腕を失った未成年者が技師の資格を得てから、労働能力の七五%を喪失したことを理由として、技師の賃金九〇ルーブリの七五%にあたる六七ルーブリ五〇カベイカを毎月支払うことを加害者に請求して認容されたケースなどはこの例といえよう。

第五に、被害者が死亡した場合について、「基礎」は、第九一条第二項において、損害賠償にたいする権利の承継者を規定する。この規定は新民法典第四六〇条第二項にひきつがれているが、これに加えて、同項は、更に、その範囲までを明定した。死者の損害賠償請求権を承継し得る者は、その死亡時まで扶養された者、または扶養される権利を有していた者で労働能力を有しない者であるが、かかる者は、その生存および生活保持のために必要な範囲

につき、失なわれた死者の労働賃金にたいする持分ありとされ、これを限度として損害賠償を請求し得る。被扶養者が複数の場合には、持分は均等とみなされる。なお、「基礎」は死者の埋葬費用につきさだめていないが、新民法典はこれも第四六九条に規定した。

賠償の範囲にかんして実際上もっとも主要な意義を有するのは、事情変更を理由とする被害者・加害者双方からの賠償額変更請求権を認めた規定である。新民法典は、その第四六六条および第四六七条において、判決により確定した賠償額の増額および減額を許容した。かかる請求は、いつでも、かつ、任意の額について提起し得るが、その前提として以下の二要件の充足が要求される。そのひとつは、被害者の労働能力が、賠償額を決定した判決時に比して、加えられた損傷に関連して減少した場合、また、逆に、健康状態が良好になった結果増大した場合、であり、そのふたつは、被害者に支給されていた年金額が、その労働能力の変化に伴って増額または減額された場合、である。この二要件は単独であらわれることはすくない、と言ってよい。たとえば、健康状態が好転し労働能力が増加した結果、労働不能者として被害者に支給されていた年金が減額される、というように、両者は相互

に関連しあうわけである。このような場合には、事情が全体として明らかにされねばならず、最終的に、被害者の物質的狀態が上昇したときには減額が、下降したときには増額がそれぞれ請求されることになる。なお、増減額請求を理由あらしめる事情変更のなかには、たとえば、食料品の小売価格の変動といったような、日常生活と関連した社会の物質的条件の変化は含まれないのみならず、被害者が受傷時に所属していたカテゴリーの労働者の賃金の上昇さえも含まれないとされていることは注意されなければならない。

イ 賠償金支払いの期間は、被害者の健康を侵害した場合とこれを死亡せしめた場合とで異なる。健康侵害の結果、労働能力喪失の状況を招来せしめた場合には、この状況が継続する全期間にわたって、加害者は賠償金支払義務を負う。労働能力の部分的喪失の場合も同様である。被害者が死亡した場合には、第四六〇条第三項がさだめるところによる。前述のように、損害賠償請求権を承継し得るのは労働能力を有しない者であるが、同条はこれを更に細分し、このそれぞれについて期間をさだめたものである。なお、この支払いは、毎月毎の定期給付とされている（第四六八条）。

三 社会主義的財産の救済の結果発生する債務

新民法典第四章は、社会主義的財産の救済から生ずる債務につきさだめた第四七二条一ヶ条から成っている。これは「基礎」第九五条を承継したものであるが、旧民法典制定時には、当然のことながら、予想もされなかった全く新しい法規範であるといえよう。

かかる債務は社会主義的財産の救済についてのみ発生する。したがって、個人的所有に属する財産や市民の生命・健康の侵害を防止する過程で救出者がこうむった損害については、同条は適用されない。また、救出者が、行為時において、その対象にたいする正確な認識を有していたか否かは問われない。したがって、社会主義的財産だと誤信して個人財産を救出した場合には、本条による賠償をうけることはできず、反対に、個人財産と信じて社会主義的財産を救出した場合には、その適用あり、とされる。

救済の対象となる社会主義的財産は、現実に切迫した危険の状況になればならず、かかる状態の到来が推定されるだけでは足りない。ただし、具体的状況から『救出時に推定された危険が、のちに現実化したことが明らかな場合には、救出者は、これにより

料 受けた損害の賠償を請求する権利を失なわない。

賠償請求をなし得る主体は、当該の社会主義的財産の救済につき業務上の義務を負っていないにもかかわらず、自発的に、社会的義務を果たして、その結果、損害をこうむった市民である。か

かる市民は、財産上の損害のみならず、その労働能力の全部または一部を喪失した場合にはこれに関連する損害のすべてにつき賠償を請求し得る。また、当該の市民が救出のため死亡した場合に

は、その労働能力を有しない被扶養者が、かかる権利を承継する。賠償義務を負う主体は、救済された社会主義的財産の管理主体で、救出者がその利益のために行動した機関である。ある機関の財産が他の機関の管理下にゆだねられているときに危機的状況に

みまわれ、これを防止するために救済行為が実行された場合には、救済者はこれにより生じた損害の賠償を、その選択によりい

ずれか一方を相手どって請求することができる。
救出者にたいする損害の賠償については、第四〇章にさだめる損害惹起にもとづく債務にかんする諸規定の適用がある（第四七二条第二項）。

四 財産の原因のない取得または保存から発生する債務

旧民法典は「理由のない利得から発生する債務」という表題をかかっていた。しかし、このような、いわゆる不当利得という概念は、社会主義体制が確立し、共産主義の建設期にはいった現在のソビエト連邦の社会には、ふさわしくないものであり、そこで、「基礎」第四条が採用した「原因のない取得または保存」という用語が新民法典にも用いられている。

新民法典第二章に含まれる二ヶ条の規定がかかる場合を規律する。旧民法典第三九九条は、法律または契約によらずに不当に利得された財産の返還義務をさだめていた。しかし、財産の取得は、契約のみならず、単独行為によってもなされ得る。そこで新民法典第四七三条は、契約にかえて法律行為という語を用いている。

法律または法律行為によらず他人の損失で財産を取得した者は、当該の財産または取得時の価額およびその財産から取得されたか取得されるべきすべての収入を返還すべき義務を負う。この他人には、市民や機関ばかりでなく、ソビエト国家も含まれる。かかる原則は、原因なく財産を保存した場合にも妥当する。

国家および社会の利益に反することを承知して他人の損失で取得された財産については第四七三条第四項が規定する。法律行為

を媒介として財産が取得・保存された場合には、第四九条の規制に服することになる。また、かかる行為が違法な法律行為によらず、犯罪的行為の結果としてなされた場合には、刑法による評価が下され、当該の財産は没収される。したがって第四七三条第四項は、法律行為によらず取得され、かつ、没収の対象とならない財産につき適用されることになる。この規定により、かかる財産は、相手方に返還されず、国庫に徴収される。このカテゴリーに属するものとしては、強請、賭博、呪術等の結果獲得された財産があげられる。

返還義務を負わない財産は、第四七四条に例示されている。